2020年4月30日　参議院総務委員会　会議録抄

地方税法等改正案に対する質疑

**○岸まきこ**　立憲・国民．新緑風会・社民の岸真紀子です。

　今日は、質問をする機会をいただきましてありがとうございます。

　先ほど説明のあった地方税法等の改正についてお伺いをいたします。

　徴収猶予の特例制度の対象となるのは、本年二月の一日から二〇二一年の一月三十一日までに納期限が到来するものというふうになっておりますが、この一月三十一日という終わりについては政令で定めるという認識でよいかというのをまずお伺いします。

　また、猶予によって滞納繰越しという扱いになるので、徴収率に影響が出てくるんではないかと考えられます。現場は事務手続上に相当混乱が生じるおそれがあるので、丁寧な周知をお願いしたいということも申し添えたいと思います。

　まず、その認識についてお伺いいたします。

○開出英之　総務省自治税務局長　今般創設する徴収猶予の特例制度につきましては、お話ありましたように、令和二年二月一日から令和三年一月三十一日までに納期限が到来する地方税について適用することとしております。終わりの期日につきましては政令で定めるということ、そのとおりでございます。

　この扱いにつきましては既に地方団体に考え方を示しているところでございますけれども、今後につきましても、具体的な適用が可能になるように地方団体に考え方を更にお示ししたいというふうに考えております。

**○岸まきこ**　現場の方がちょっと不安に感じております。同じ年度なのに、今年の分、来年の分というふうにごちゃごちゃになるんではないかというようなことも心配しておりますので、是非丁寧な周知の方お願いいたします。

　次に、地方税法の改正を含めて、先ほども質問に出ておられましたが、自治体の財政についてお伺いをしたいと思います。

　新型コロナウイルス感染症によるこの社会への影響というのは大きくて、税収減が予想されますが、まず今年度の地方財政の見込みについてお伺いいたします。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　今回のコロナウイルス感染症によります影響によりまして、地方税収に様々な影響が生じるというふうに見込んでおります。

　年度途中の地方税の減収につきましては、現行制度上、税収の変動が大きい法人関係税等につきましては、翌年度以降の三年度間に地方交付税の精算を行いますことでございますとか、当該年度に減収補填債の発行が可能となっているところでございます。

　しかしながら、今回の景気変動に伴いましてその他の税においても影響が生じることが予想されますので、今後、地方団体の実情を丁寧にお伺いをいたしまして状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

　いずれにいたしましても、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　今段階ではなかなかどのぐらいなのかというのは、今おっしゃられたとおり見込みが付かないと思います。

　そこで心配するのが、このコロナによって地方交付税の原資となる国税そのものも減収となるのが想定されまして、地財計画での見込みから相当な落ち込みが予想されます。どのように対処するのかをお伺いします。

　この間、税収見込みが甘くて国税が減収となった影響で、後年度精算分として二〇二一年度は三千四億円の交付税減額が生じています。このようなことが今後も行われるようになったら、自治体の財政が相当悪化することになります。自治体財政を逼迫させるということは、最終的にはその地域をなお疲弊させてしまうということになります。来年度以降も総務省として地方財源をしっかりと確保していただきたい、そのことも申し添えます。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　地方交付税の原資でございます国税五税が減額補正となった事例は平成二十年度以降四例ございますけれども、いずれの場合も、地方交付税の法定率分の減少について、一般会計からその全額を加算した上で、当初予算における財源不足の補填ルール、いわゆる折半ルールでございますけれども、これに基づき後年度に精算を行っているところでございます。

　今年度、このような事態が生じた場合ということでございますけれども、財政当局とも協議いたしますが、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切な補填措置を講じますとともに、将来の地方財政への影響をできる限り緩和するという観点も踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　折半ルールの問題はこの間もこの委員会の中でも取り上げられておりますが、引き続きしっかりと地方の財源を確保していただきたいと思います。

　そして、過去には、バブル崩壊後ですが、ちょっと古い話になりますが、経済対策のために国から公共事業を行うようにというふうに地方の方にありました。結果として、地方が借金、起債を抱えることになって、長年の負債となってきました。こういった過ちは二度と行わないようにしていただきたいです。

　また、借金を将来世代に回さないように、金融課税とか抜本的な税制改正、国から地方への税源移譲を進めるべきではないでしょうか。

○高市早苗　総務大臣　まず、インフラ整備でございますが、今かなりインフラの老朽化もございますし、また災害対応というものもございます。必要なものをしっかり見極めて無駄は排する、こういう考え方で取り組んでいかなければならないと思っております。

　それから、やはり地方が自由に使える財源をしっかりと確保していくという意味では、先ほど委員がおっしゃいましたように、法定率というものがございますので、地方交付税の確保ということになりますが、何とかこの対象になる税収が増えていくように、経済対策もコロナ感染症の終息後にはしっかりと打っていかなければなりません。

　また、なお、なかなか厳しい状況ではございますが、法定率そのものを見直すということが一番望ましいことだと思いますので、これはいつも事項要求していることではございますが、政府の中でしっかりと声を上げさせていただきます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。是非、法定率の見直しを含めて、きちんと財源を確保していくことを進めていただきたいと思います。

　地方税の減収や延滞の中で、自治体においても財源確保が重要になってきます。普通交付税については概算払がされることになるので資金繰りに困ることは恐らくないだろうとは思いますが、今後も自治体財政への柔軟な対応をお願いいたします。

　また、先日、今自治体の方ではすごくいろんなこの新型コロナについての仕事というか業務がたくさん増えておりまして、そのことから自治体にいろいろある補助金の申請の期日とか大変なので少し延ばしてほしいというお願いをしたところ、既に総務省においても交付税の算定業務などの延期対応もしていただきました。このこと、この場を借りまして感謝を申し上げます。引き続き柔軟に自治体に寄り添った運営の方お願いいたします。

　次に、内閣府の大臣政務官にもお越しいただき、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてお伺いをいたします。

　雇用の維持や事業の継続にも活用できるということになっておりますが、一括交付金のようにもっと自由度の高いものにしていただきたいんです。

　また、金額についても、私たち共同会派では提案をしておりますが、自治体がそれぞれの地域実情に応じて対策を打つためにはやっぱり一兆円じゃ足りないんです。少なくとも、やっぱりプラス四兆円、五兆円が必要です。増額の方をお願いいたします。

○藤原崇　内閣府大臣政務官　まず、一点目の自由度の件でございますが、本臨時交付金につきましては、感染の拡大やその影響を受けた地域経済、住民生活への対応として効果的な政策であって、地域それぞれの実情に合わせて必要なもの、これであれば各自治体の御判断により極力自由にお使いいただける仕組みとすることとしているところでございます。

　また、もう一点、増額というお話でございましたが、国において地方負担のない各種施策を現時点において講じておりますが、その上で、地域の実情に合わせて地方公共団体が取組の財源に柔軟に充てていただくために、リーマン・ショック時の臨時交付金と同じ規模となる一兆円の予算を確保したというところでございます。同時に、それぞれの御判断によって自由度高く使うことができる仕組みである以上、枠として配分するものであり、一兆円の枠内で有効に活用をしていただきたいというふうに思っております。

**○岸まきこ**　本当にこの先も残念ながら長期化することが予想されるんです。国からの支援を待っていては手遅れになります。地域を把握している自治体が素早い対応を取っていくためには、やっぱりこの自由に使えるお金が一兆円では足りないということを改めて申し添えておきたいと思います。

　次に、特別定額給付金について、高市大臣に、まずその前に、入る前に、国と地方の関係についてどう考えているかというのをお伺いいたします。

○高市早苗　総務大臣　地方自治法におきまして、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ、国は、この趣旨を達成するため、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割分担しなければならないとされております。

**○岸まきこ**　改めてちょっとお伺いしますが、国と地方は対等ですよね。

○高市早苗　総務大臣　そうでございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　なぜそういうふうに確認したかというと、今回、最初はこの特別定額給付金ではなくて、生活支援臨時給付金、いわゆる世帯三十万円というふうになっていたと思います。これが急遽、一律一人十万円の特別定額給付金になりました。

　私、北海道の自治体の職員の出身なんですが、最初から、世帯三十万円のときにびっくりしました、とてもじゃないけど対応できないだろうと思っていました。なぜかというと、やっぱり対象者が自治体でも分からないんです。収入減になっている方が一体誰なのか分からない。なおかつ、住民の方だって、自分が何をもって証明できるか分からないって、そういう声がすごいたくさんありました。本当に現場混乱しました。結果的に、今回はそれを見直していただいて一律十万円になったので本当に良かったと思います。そのことについては本当に正しい判断だったなというふうに思いますが。

　大臣も、会見で十万円の一律給付の方が早く行き渡るというふうに話しておりました。なぜ最初から安倍総理に、この自治体の現場を把握している総務大臣として、提言というか、言っておかなかったのかというふうに思います。もちろん大事な制度であるので、現場も承知していて今準備していますが、あくまでも、さっきちょっと確認させてもらいましたが、国と地方というのは対等なんです。国が決めたからといって何でもできる、やれというわけにはいかないんです。現場で奮闘している職員を振り回さないでいただきたいというのと、地方自治をもっと大事にしてほしい、もっと大事にしてほしいです。

　質問ですが、今後、自治体職員の協力が必要なときには十分に現場の声を聞いてから制度を打ち出してもらえるのか、お伺いします。

　また、特別定額給付金を進めるに当たり、執務スペースとか機器、人員の確保など新たな負担が、やっぱりまだまだ混乱が生じていて負担になっています。総務大臣から市町村長、市町村職員にお願いすべきではないかと思いますので、答弁の方お願いいたします。

○高市早苗　総務大臣　確かに、収入が減った方々、特定の方々に対して三十万円の給付ということが最初に打ち出されました。内閣府の制度設計でございますが、ただ、その給付実務の方は総務省で担うようにという御指示が、まだ閣議決定前でございましたが総理からありまして、ちょっとこの制度設計は複雑過ぎてなかなか地方自治体に負担が掛かる旨も申し上げましたし、実際に総務省でその給付金の本部を立ち上げましても、もう大変、総務省の本部の方も、どのように地方自治体にお伝えしたらいいのか、分かりやすくすればいいのか、随分苦労をしておりまして、これは総理には直接申し上げたところでございました。

　でも、結果、与野党の皆様から、よりシンプルに、そしてまた国民の皆様が分断されることのないように一律にというお声も上がり、また世論もそのようなものでございましたので、結果的に、一律十万円ということになって私自身は良かったなと思っております。これは多くの与野党の先生方、また国民の皆様に感謝を申し上げたいです。

　それでも、地方公共団体が相当な事務負担は生じております。大変なことだろうと思いますので、総務省としましてできる限りのバックアップをしたいなと考えました。そこで、もう先ほど答弁をさせていただきましたように、できるだけ事前に事前にお伝えすべきことはお伝えをし、先に準備ができることはしていただき、また、自治体の職員の皆様だけでやり切れない事務量になった場合には外部委託をする、その場合も全額国費で応援をするといったこともお伝えをしております。事務費は臨時の職員の方の採用も含めて随分掛かると思いますが、そういったことも全額国費でということで見込んでおります。

　もう大変御苦労をお掛けしますけれども、自治体の皆様にはよろしくお願い申し上げたいと存じます。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。現場の方も頑張っていくと思いますので、これからも何かを決めるときには自治体の声をしっかりと聞いていただければと思います。

　この給付金に当たっての問題点について、ＤＶ等への配慮というのは行われると昨日の予算委員会の中でも質問、答弁されています。潜在しているＤＶ被害者にも支援が届くようにということでなってはいるんですが、一方で、現場のことを言うと、総務省から詳細な情報がないままにこのＤＶの相談窓口を開くというか、いろんな問合せが来ていて、相当現場では混乱を生じているというような実態にあります。市町村に丸投げではなくて、詳細な方針を速やかに市町村の方へ通知をお願いいたします。

　また、この給付金についてなんですが、ＤＶだけじゃなくて、例えば児童養護施設等に措置された児童への対応だとか、障害者とか、高齢者の虐待もあると思います。こういった場合に措置というのは考えておられるでしょうか。

○前田一浩　総務省大臣官房総括審議官　お答え申し上げます。

　まず、ＤＶの関係のお話をさせていただきます。

　ＤＶを理由に避難されている方の中には、御承知のとおり、その御事情によりまして、今のお住まいの市区町村に住民票を移すことができない方々がおられます。このため、今回、総務省といたしましては、ＤＶ被害者支援団体の御協力も得まして、ＤＶを理由に避難している被害者の方にその旨をお住まいの市区町村に申し出ていただくことで、実際の居住をされている地である市区町村から給付金を支給していただくというふうにしているところでございます。

　この特別定額給付金につきましては、一日も早く国民の皆様の手元に給付金をお届けするため申請受付が早期に開始される必要がある中で、ＤＶを理由に避難している被害者に給付金を確実にお届けできますよう集中的に取組も行っているところでございまして、既にその旨の事務連絡等も発出させていただいているところでございます。

　今後も、しっかり周知徹底、そして市区町村やＤＶの方々を支援する団体との情報の共有に努めてまいりたいと考えています。

　また、児童養護施設、あるいは高齢者で虐待を受けていらっしゃる方々、こういった方々、入所する方につきましては、こういった施設などにも御協力いただきまして、施設が所在する市区町村から申請書が郵送されることとしたところでございまして、これにより、御本人又は施設の職員から申請を行っていただくことによりまして御本人に給付金が支給されることとしております。その際、本人に口座がないというような場合には、施設の職員が代理申請を行うことによりまして当該施設の職員を通じて給付を受けることができます。

　いずれにいたしましても、市区町村への周知を改めて徹底いたしますとともに、関係機関との情報共有にも努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　このＤＶの方のことですが、二重給付でもやむを得ないというふうにおっしゃられております。後で返してもらえばいいんだと言いますが、一方で自治体の現場の状況も把握しておいてほしいんですが、そうはいっても、民法での債権回収となるので相当現場苦労します。この実態だけ申し添えておきます。そんなに簡単なものではない、精神的な苦痛も職員にとって出てくるのであろうというふうに思っています。とはいえ、やっぱり行き渡る仕組みにしていかなきゃいけないので、対策としてはいいと思われます。

　この給付金について、自宅でオンラインの申請ができないとか、障害を持っているとか、高齢者だけの世帯で記入の方法が分からないといった方も出てくると思います。なおかつ、離れた、親の世代と、住んでいる方が、本当であれば記入をしてあげたいんだけれどもできないという方も実際に出てきているんですよ。離れて暮らしている方々、親の申請を代わりにやりたくてもできないと。そういうときに、役場にどうしても来ちゃうと思うんですよ。

　これを避けるためにはやっぱりなるべく簡素なやり方が必要なんですが、例えば、金融機関の口座のコピーを添付するというふうになっていますけど、自分でコピーできない方もいるので、できれば、縦割り行政で難しいのかもしれませんが、障害年金も含めて年金受給者は年金口座へ振り込むというような対応ができないでしょうか。

○前田一浩　総務省大臣官房総括審議官　まず、委員御指摘のとおり、御本人によります申請が困難な方々もいらっしゃいますことから、今回は郵送による手続、窓口での手続ということも含めるかもしれませんが、代理人による申請ということも認めることにしております。

　また、お話にございましたが、先日、これ二十四日にお示しいたしているところですが、申請書の標準様式の中で、市区町村の事務の中で市区町村が把握しております水道料あるいは住民税等の引き落とし、また児童手当等の支給、こういったものに現に使用しておられる口座であって御本人の名義である場合には、振り込み先口座確認の書類の添付を不要としております。

　それで、今委員から御指摘のございました年金の振り込み先口座、この活用につきましては、これは残念ながら市区町村が当該口座を把握しておりません。したがって、これは個人情報にもなりますので、御本人の同意を得た上で日本年金機構に照会するという必要が生じます。この点につきまして、念のため、あらかじめその市区町村及び日本年金機構にこの活用というのはどうなんだというふうに御意見も伺いましたが、やはり事務負担への増大というようなもの、懸念が示されたところでございまして、私ども総務省といたしましては、残念ながらこのような手法を市区町村に推奨するのはちょっと控えたいというふうに考えているところでございます。

**○岸まきこ**　調べてくれてありがとうございます。なるべくいろんな方が、窓口で感染を起こさないようにというふうに対策の方、引き続きお願いいたします。

　いろいろと質問を用意したんですが、時間も限られてきたので少し飛ばさせてもらいますが、医療現場を始め自治体の現場は深刻な差別とか偏見も受けていまして、心身共に不調が出始めております。その医療現場を含めた自治体の現場に対してのこのメンタルヘルスケアという、何か対策の方はございますでしょうか。

○大村慎一　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　地方公共団体が新型コロナウイルス感染症への対応を進める際には、メンタルヘルスを始めとする職員の健康保持に十分な配慮を払う必要があるものと考えております。この点は、職員の安全と健康の確保について、労働安全衛生法上の事業者の責務でもございます。

　このため総務省では、三月二十六日付けで各地方公共団体に対して、各共済組合が実施する相談事業や地方公務員安全衛生推進協会が行うメンタルヘルス対策サポート推進事業などにつきまして積極的に活用していただくよう通知を発出したところでございまして、今後とも関係省庁と連携を図りながらしっかりと対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　日赤の方は、日赤病院ですね、職員と家族のメンタルヘルスケアも拡充するというようなニュースもありますので、引き続き対策の方を考えていっていただきたいと思います。

　あわせて、ちょっと通告はしていないんですが、医療従事者などに労災は認定されるというふうに今回拡大をしたというふうになっております。公務災害も幅広に認定ができるかどうかというのをお伺いしたいと思います。

○大村慎一　総務省自治行政局公務員部長　お答えいたします。

　公務災害につきましても同様でございまして、特にその感染経路が今回の場合はっきりしないものもございますので、そういうものについてもその従事した環境等を見たところで、そこを確認した上で災害補償できるように、そういったことは、本日ですか、通知を出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。是非周知の方をお願いいたします。

　次に、危険手当の関係なんですが、新型コロナ対応の危険手当について総務省の方から二回目の通知も出していただいたこと、ありがとうございます。是非自治体の方でもこういったものの通知を使いながら、危険な作業をされている方に手当を出していくというふうにしていくと思われます。

　一方で、自治体で、消防に関しても必要というふうに考えますが、消防の方はどうなっているでしょうか。

○米澤健　消防庁次長　お答え申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症によりまして生じた事態に対処するための防疫等作業手当につきまして、その特例について総務省の公務員部から三月十八日と四月二十一日の二度にわたり通知が出されております。消防庁といたしましては、これらの通知に関しまして、三月十九日、四月二十三日のそれぞれ、都道府県を通じて全国の消防本部に対し周知を行っております。

　引き続き、機会を捉えまして、消防本部に対し周知をしてまいりたいと考えてございます。

**○岸まきこ**　是非引き続き、消防の方にもよろしくお願いいたします。

　自治体の職員数についてなんですが、災害時等は自治体間の相互協力で、総務省の、それからその自治体間の相互協力というのが基本姿勢であると思うんですが、今回のように全国的な規模の場合、相互協力ってやっぱりならないです、できないです。なおかつ、これから、起こらないことが一番望ましいんですが、梅雨時期になって自然災害も複合的に発生する可能性もあります。

　高市大臣、いつ起こるか分からないんですが、地方にやっぱり必要な正規の職員を確保すべきかと思いますが、お考えをお聞かせいただけますか。

○高市早苗　総務大臣　今般の新型コロナウイルス感染症への対応に当たっては、もう地方公共団体の各分野でこれまで経験したことがないほどの業務が生じており、人的なリソースが限られている中で、保健福祉を始め、もう多様な分野で懸命にお取組をいただいていると思います。

　地方公共団体の職員数でございますけれども、防災関係の職員、また児童相談所の職員、また保健師、助産師などは近年増加してきております。その時々の社会情勢の変化に対応して必要な人員配置を行っていただいていると思います。

　地方公共団体の定員管理につきましては、各団体で自主的に御判断いただくことが基本でございますが、今回の新型コロナウイルス感染症や大規模災害への対応などで最近明らかになった行政課題というのをしっかりと踏まえて、地域の実情に応じた適正な定員管理に努めていただき、必要な行政需要に応えるということが重要だと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。是非、自治体の職員が足りないということをこれからも意識をして、職員を増やしていくという方向に持っていっていただきたいと思います。

　自治体が担わなければならないのでちょっとお聞きをしますが、子供がいる家庭で保護者の方が感染をして家庭内での育児をする方がいなくなった場合、このコロナ禍でどのように対応するかというのをお伺いします。

○依田泰　厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長　お答え申し上げます。

　御指摘のような保護者が入院して子供の養育が可能な親族等がいない場合におきまして、子供の保護を含めて適切な支援が必要となるというふうに考えております。

　このようなケースにつきまして、自治体に対して、児童福祉部門と衛生部門が連携いたしまして、都道府県、市町村のほか関係施設等と相談の上で子供の保護の対応について検討するよう通知しているところでございます。

　さらに、四月二十三日でございますけれども、自治体に対しまして、こうした場合の具体的な対応策の例示といたしまして、児童相談所の一時保護所や児童養護施設等に委託して一時保護を行う等の事例を示すほか、また、既存の一時保護所等の活用が難しい場合につきましては、時限的な措置といたしまして、例えば自治体が設置している施設の一部を専用の一時保護委託先として活用することや、また宿泊施設を含めて既存の施設を一時保護所の一部として転用する等の事例も示しているところでございます。

　これらを踏まえまして、自治体におきまして子供を保護する受入先の確保などの対応について検討されているというふうに考えておりますけれども、厚生労働省といたしましても、引き続き、これらの状況をしっかりフォローアップをいたしまして、必要な体制が確保されるよう必要な支援に努めてまいりたいと存じます。

**○岸まきこ**　御承知だと思いますが、一時保護所というのは常に満杯な状態にあります。なので、自治体に任せるというだけじゃちょっと足りないのと、例えばほかの施設を借りてというふうに言っていましたが、箱物があっても人が足りないという事例も考えられますので、国としても対策の方を考えておくことが必要ですので、また引き続きお願いいたします。

　同じく、感染によって家庭内の介助者がいなくなった高齢の方とか障害者の方についてはどのような対応になるでしょうか。

○諏訪園健司　厚生労働省大臣官房審議官　介護サービスは、高齢者や障害者、そしてその家族の生活を守るために必要不可欠なものでございまして、感染防止対策を徹底しました上で必要なサービスが提供されることが重要であると考えているところでございます。

　要介護者の在宅介護に当たっている家族などが陽性となった場合、ケアマネジャーを中心にサービス調整を行い、必要な訪問サービス等の提供が行われることになります。また、障害者の訪問系サービスについて、利用者に発熱等の症状がある場合であっても、十分な感染防止対策を前提として必要なサービスが継続的に提供されることが重要であると示しているところでございます。

　政府といたしましては、訪問サービス等の提供に当たりまして、地域の保健所と相談し、感染症防止を徹底した上で必要なサービス提供が行われるよう周知を図るとともに、介護サービス事業所等におきまして新型コロナウイルスの影響により職員が不足した場合においてもサービスの継続的な提供につながるように、一時的に人員や運営の基準を満たすことのできない場合にも介護報酬などを減額しない取扱いとするとともに、訪問介護等につきまして、感染防止のために短時間の実施となった場合も従来どおりの報酬算定を可能とするなどの介護報酬等の算定上の特例を設けているところでございます。

　また、職員の確保につきましては、二月十七日付けで、職員の不足する介護施設等から応援の派遣要請があった場合には積極的に対応いただくことや、従業者が不足する介護施設や事業所に対し介護職員などの応援職員の派遣を調整する都道府県に助成を行うこととしております。

　こうした特例や支援を活用していただくことでサービスの確保を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

**○岸まきこ**　介護もなんですが、障害者もやっぱりこれ相当大変だというふうに思います。受入先がないんじゃないかと思うんです。障害者向けの事業所の関係で、厚労省、二十八日までに新型コロナの影響で九百十事業所が休業しているというような発表もしています。しっかりと、だから、今から国としても対策を考えておくべきだと考えます。

　それと、全国の保健所の数の問題なんですが、三十年間で約半分に落ちました。ＰＣＲ検査というふうに言われていますが、保健師なども減少して、結果として公衆衛生の力が落ちています。

　今すぐではないのかもしれませんが、感染症対策として保健所等の見直し議論、これ必要ではないでしょうか。

○吉永和生　厚生労働省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　地域における様々な公衆衛生上の課題の対応に当たりまして保健所は非常に重要な機能を果たしておりますし、また、委員御指摘のとおり、今般の新型コロナウイルス感染症対策においては全く最前線として非常に御努力いただいているところでございます。

　委員御指摘のとおり、近年、保健所数は減少傾向にございますけれども、地域保健法が平成六年に制定されておりますが、この法律に基づきまして、母子保健分野など住民に身近な保健サービスにつきましては保健所から市町村に移譲するということ、また、広域的、専門的かつ技術的拠点として保健所の機能強化を図るため規模の拡大や施設設備の充実を図ることとし、都道府県保健所の所管区域を二次医療圏等とおおむね一致することを原則としたということがございます。

　このようなことから、市町村との役割分担の明確化やその機能強化を進める中で結果として集約化が進んでいる状況でございますけれども、各自治体におきましては、地域の実情を踏まえながら必要な体制の確保が行われているものと認識してございます。

　各地域におきまして、少子高齢化による人口減少や厳しい財政状況に置かれている状況ではございますけれども、国としては、引き続き、各自治体に対しまして必要な体制の確保を求めるとともに、自治体職員を対象とした実地疫学の専門家の養成や、地震、豪雨などの災害に対応するための健康危機管理支援チームの養成などによる人材育成などに努めてまいりますし、また、今般のコロナウイルス対策につきましては、臨時職員につきましての助成制度なども設けているところでございます。

　いずれにいたしましても、今後とも、保健所の機能強化に向けた必要な支援は行ってまいりたいと考えているところでございます。

○若松謙維　総務委員長　時間が参りましたので、おまとめお願いします。

**○岸まきこ**　はい。

　時間となりましたので、これで終わります。質問を用意していただいた方、申し訳ありません。